

土砂災害警戒区域の指定に係るがけ地などの調査のお知らせ

調査期間:平成26年8月4日～平成27年1月31日

上記の期間内にがけ地の調査を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

1. 調査の目的

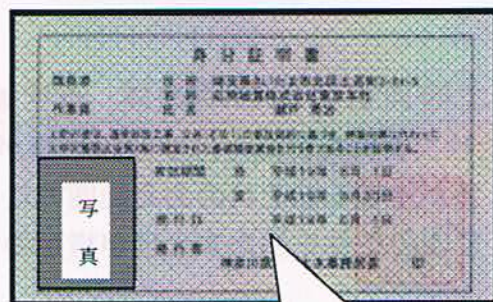
- ・本調査は、皆さんがお住まいの地域にある「がけ地」について「土砂災害防止法」に基づき、県が「土砂災害警戒区域」を指定するために行うものです。
- ・「土砂災害防止法」及び「土砂災害警戒区域」の詳細については、裏面を参照してください。

2. 調査の対象地域

- ・本調査の対象地域は、茅ヶ崎市中・南部地区となっています。(下の実施箇所図参照)

3. 調査方法

- ・斜面の状況を把握し、記録写真の撮影を行います。
- ・原則として調査は道路から行いますが、斜面が確認できない場合は、皆様の宅地内への立入りをお願いすることがあります。立入りを行う際は、細心の注意を払って調査を行います。
- ・調査員は右上のような身分証明書を携帯し、この調査の作業員であることを明確にしながら調査を行います。



調査員はこのような身分証明書を携帯しています。

4. お問い合わせ先

- 発注者:神奈川県藤沢土木事務所
河川砂防第二課
担当 菅原、矢澤
Tel:0466-26-2111
- 調査機関:応用地質(株)
東京支社 ジオテクニカルセンター
担当:大村
Tel:048-652-3335

実施箇所図



※調査結果により、土砂災害警戒区域等に指定する地域については、改めて説明会を実施いたします。その後に区域指定の手続きを行います。

土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備等ソフト対策を行うもので、平成13年4月に施行されました。

1. 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域指定の流れ

- ① 対象地区内の斜面に対して、県が地形や土地の利用状況などの基礎調査を行います。
- ② 調査結果をもとに、土砂災害によって被害を受けるおそれのある土地の区域等を設定します。
- ③ ②で設定された区域について、市町村の意見を聞いたのち、県知事は土砂災害警戒区域の指定を行います。



2. 土砂災害警戒区域とは

土砂災害警戒区域とはがけ崩れ等が発生した場合に生命・身体に危害が生じるおそれのある範囲のことで、がけ崩れについては、主に次の条件を満たす土地が指定の対象となります。

- (1) 傾斜度が **30度以上**で、高さが **5m以上**の区域（急傾斜地）
- (2) 急傾斜地の上端から水平距離が **10m以内**の区域
- (3) 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの **2倍以内**（50mを越える場合は50m）の区域



3. 土砂災害警戒区域に指定されると

- 土砂災害警戒区域内では、大雨時など土砂災害の危険性が高くなったときに、土砂災害から身を守るため、土砂災害に関する情報の伝達方法や円滑な避難ができるように、茅ヶ崎市によって警戒避難体制の整備等が図られます。
- 宅地建物取引業者は当該宅地又は土地の売買等にあたり、土砂災害警戒区域内であることについて重要事項説明を行うことが義務付けられます。



- ・土砂災害警戒区域は警戒避難体制の整備を図るための区域なので、区域内での行為の制限などはありません。
- ・土砂災害警戒区域とはがけ崩れが発生した場合、生命・身体に危害を受けるおそれのある範囲を示すものであり、がけ崩れの危険性を表すものではありません。
- ・土砂災害警戒区域に指定されたことを理由に県が防災工事を行うことはありません。（県による防災工事については、急傾斜地法に基づき実施しております。）